

9. 岡山大生殖補助医療技術キャリア養成特別コース

1 受入人員

10人程度

2 コースの特色

体外受精など医療現場での即戦力となりえる諸技術を兼ね備えた生殖補助医療技術者を養成することを目的に、生殖補助医療技術に関する科目を体系的に学修できる教育課程として、農学部及び医学部保健学科に設置されたものである。

農学部及び医学部保健学科双方の開講する指定科目を合計20単位修得した学生には、卒業時に「コース修了証書」が授与される。

3 履修者

所定の手続により本コースの履修を申請して履修を許可された学生

4 コース修了の要件

科目区分	授業科目名	単位数	修了要件単位数	備考
必修科目	保健科学入門	1	1	医学部開講科目
	医療経済学	2	2	医学部開講科目
	感染免疫学	1	1	医学部開講科目
	動物生殖生理学	2	2	農学部開講科目
	動物発生工学1	1	1	農学部開講科目
	動物発生工学2	1	1	農学部開講科目
	生殖補助医療学	2	2	農学部開講科目
	生殖補助医療技術実習Ⅰ	2	2	農学部開講科目
	生殖補助医療技術実習Ⅱ	1	1	農学部開講科目
選択必修科目	生殖補助医療技術実習Ⅲ	2	2	農学部開講科目
	基礎遺伝子学	2	2	医学部開講科目
	基礎遺伝学1	1		農学部開講科目
	基礎遺伝学2	1		農学部開講科目
	基礎病態学	2	2	医学部開講科目
	動物内分泌学1	1		農学部開講科目
	動物内分泌学2	1		農学部開講科目
	感染看護学	1	1	医学部開講科目
	感染予防学	1		医学部開講科目
合計単位数			20	

上表の「修了要件単位数」の記載に従い、20単位を修得した学生についてコース修了者と認定する。

5 注意事項

本コースで修得した医学部開講科目の単位は、開講学部以外の学生が履修し単位を修得した場合に教養教育科目として取り扱う授業科目を除き、農学部の卒業要件単位に算入されない。

農学部開講科目の単位は、農学部規程の定めるところによる。

10. 岡山大学農学部国際農学プログラム (Global Agri-science Program : GAP) 特別コース

1. 受入人員

毎年度4名程度募集を行うが、希望者が多い場合は選抜を行い受け入れ学生を決定する。欠員が出た場合は別途希望を募り、選抜の後、受け入れを決定する。

2. コースの特色

食料の量的質的需要が拡大しているアジア・アフリカ地域の食料供給を支え環境を保全しつつSDGsを実現できる幅広い知識・見識と国際的な対応能力を持った人材を目的としてGAP国費外国人留学生とともに修学する。

指定の科目を18単位修得した学生には卒業時に「コース修了証書」が授与される。

3. 履修者

所定の手続きにより本コースの履修を申請して履修を許可された農学部学生ならびにGAP国費外国人留学生

4. コース修了の要件

科目区分	授業科目名	単位数	修了要件単位数
必修科目	データサイエンス1	1	1
	データサイエンス2	1	
	国際農学概論	2	
選択必修科目	GAPセミナー1-1	0.5	2
	GAPセミナー1-2	0.5	
	GAPセミナー2-1	0.5	
	GAPセミナー2-2	0.5	
	GAPセミナー3-1	0.5	
	GAPセミナー3-2	0.5	
	GAPセミナー4-2	0.5	
	GAPセミナー4-2	0.5	
	実践的科目*	1	12
合計単位数			18

*まきばの実習、農場体験実習、牧場実習、中国・四国地区大学間連携フィールド演習、インターンシップ、基礎生物学実験、基礎分析化学実験、各コース実験、フィールド基礎実習、フィールド実習1、農家体験実習、特別開講の実践的科目を含む。

上表の「修了要件単位数」の記載に従い、18単位を修得した学生についてコース修了者と認定する。

12. 岡山大学農学部学生交流取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、本学部規程第19条第2項及び第21条第2項の規程に基づき学生交流の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における「学生交流」、「他の大学」及び「大学間協議」とは、次の定義による。

2 「学生交流」とは、本学部が教育上有益と認め、他の大学との協議に基づき、当該大学又は当該短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下当該大学という。）の授業科目を履修させる学生（以下「派遣学生」という。）の派遣及び他の大学の学生で本学部との協議に基づき本学部の授業科目を履修する学生（以下「特別聴講生」という。）の受け入れをいう。

3 「他の大学」とは、本学部が学生交換を行う国・公・私立大学（短期大学を含む。）又は外国の大学（短期大学を含む。）をいう。

4 「大学間協議」とは、学生交流について、本学部と他の大学又は、他の大学の学部の間で、授業科目、単位数、学生数、期間、単位認定方法、授業料等の費用、その他実施上必要とされる具体的な措置について行う協議をいう。

(審議)

第3条 学生交流について、大学間協議を行うときには、教授会の議を経なければならない。

(派遣学生)

第4条 派遣学生を志願する学生は、指導教員の承認を得て、学部長に願い出、許可を得なければならぬ。

2 指導教員の承認を得た学生は、次の書類を提出しなければならない。

- 一 聽講許可願
- 二 指導教員の推薦書
- 三 他の大学が必要とする書類

3 学部長は他の大学との協議が成立した後、学生に許可を与えるものとする。

4 出願の時期は、大学間協議の定めるところによる。

第5条 派遣学生が他の大学で履修した単位は、30単位を限度として、卒業の要件単位として取り扱うことができる。ただし、原則として本学部必修科目の単位としては認めない。

2 前項の単位認定は、教授会で行う。

第6条 派遣学生は、履修期間が終了したときすみやかに修了報告書を学部長に提出しなければならない。

(特別聴講学生)

第7条 他の大学の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき特別聴講学生として履修を認めるものとする。

第8条 特別聴講学生を志願する学生は、次の書類を履修する授業科目が開講される日の2か月前までに（外国の大学の場合は4か月前までに）当該大学の長から学部長に提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生願
- 二 成績証明書
- 三 指導教員の推薦書

四 健康診断書

五 その他本学部が必要と認める書類

第9条 特別聴講学生が、本学の秩序をみだし、学生の本分にもとる行為があったとき、あるいは学生交流の主旨に反したときは、当該大学と協議の上、特別聴講学生としての身分を取り消すことがある。

第10条 特別聴講学生の履修方法・単位修得等については、本学学生と同等に取り扱い、修得した単位については、単位修得証明書を交付する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

14. 農学部建物配置図

